

【2001年2月13日】林訴訟

最高裁判所

平成9年(行ツ)第211号

判決

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の名古屋高等裁判所平成8年(行コ)第28号,同9年(行コ)第4号生活保護処分違法確認等請求控訴,同附帯控訴事件について,同裁判所が平成9年8月8日に言い渡した判決に対し,上告人から上告があった。よって,当裁判所は,次のとおり判決する。

主文

- 1 本件訴訟のうち平成5年7月30日にされた申請に対し被上告人名古屋市中村区社会福祉事務所長がした保護開始決定の取消しを求める請求に関する部分は,平成11年10月22日上告人の死亡により終了した。
- 2 その余の本件上告を棄却する。
- 3 前項に関する上告費用は上告人の負担とする。

理由

- 1 本件訴訟中保護開始決定の取消しを求める請求に関する部分の終了について
要保護者が国から生活保護法による保護を受ける権利は一身専属の権利であるところ,職権をもって調査するに,記録によれば,上告人は,本件訴訟が当審に係属した後の平成11年10月22日に死亡したことが明らかであるから,本件訴訟のうち本件保護開始決定の取消しを求める請求に関する部分は,上告人の死亡により終了したものであるべきである。
- 2 上告代理人内河恵一,同渥美裕資,同竹下義樹,同尾藤廣喜,同新井章,同加藤文也,同菅沼友子,同北村栄の上告理由第一(第二,第三に関する部分),第二,第三,第七(第二,第三に関する部分)について
所論の点に関する原審の判断は,正当として是認することができる。論旨は,違憲をいう点を含め,独自の見解に立って原審の上記判断における法令の解釈適用の誤りをい

うものにすぎず、採用することができない。

3 同第一（第四，第五，第六に関する部分），第四，第五，第六，第七（第四，第五，第六に関する部分）について

所論は，要するに，本件保護開始決定当時上告人が生活保護法4条1項の定める保護の補足性の要件を充足していたのに，上告人が実際にその能力を活用できる場がなかったとはいえないとして，生活保護受給の要件が備わっていないとした原判決には，経験則違反，採証法則違反，理由不備，理由齟齬，審理不尽の違法があるというものであるところ，所論の点に関する原審の認定判断は，原判決挙示の証拠関係に照らし，是認し得ないものではなく，その過程に所論の違法があるとはいえない。論旨は，原審の専権に属する証拠の取舍判断，事実の認定を非難するものにすぎず，採用することができない。

よって，裁判官全員一致の意見で，主文のとおり判決する。

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	元原	利文
裁判官	千種	秀夫
裁判官	金谷	利廣
裁判官	奥田	昌道

当事者目録

名古屋市・・・・・・・・

上告人	A	
同訴訟代理人弁護士		内河 恵一 渥美 裕資 竹下 義樹 尾藤 廣喜 新井 章 加藤 文也 菅沼 友子 北村 栄 金久保 茂

名古屋市中区三の丸3丁目1番1号

被上告人	名古屋市
同代表者市長	松原 武久

名古屋市中村区竹橋町36番31号

被 上 告 人

名古屋市中村区社会福祉事務

所長 山口 守彦

上記兩名指定代理人

喜島 成和